

平城宮跡・京跡の調査

平城宮跡発掘調査部

平城宮跡発掘調査部は、1983年度の調査として、第150次から第154次まで総数41件におよぶ発掘調査を実施した。平城宮内では第一次東朝集殿推定地、第二次大極殿院閣門と南・東面回廊、内裏東方官衙地区など15件、平城京内では「称徳天皇御山荘伝承地」をはじめ右京で7件、左京で13件、京内社寺6件の調査をおこなった。以下に主要な調査の概要を報告する。

1. 平城宮跡の調査

第一次東朝集殿推定地（第150次）の調査 第一次東朝集殿推定地については、1972年に第146次調査を実施したが、該当する建物が存在しなかったため、今回さらにその南接地区の様相を追究した。調査の結果、(1)本調査区内にも東朝集殿が存在しないこと、(2)第一次朝堂院区画を築地に改作するにともない、東朝集殿推定地も築地によって区画されていること、(3)内郭には奈良時代を通じて建物の存在した形跡がないこと、(4)古墳時代集落が本調査区内にも及ぶこと、等が判明した。検出した主な遺構は、掘立柱建物1棟、築地1条、石組暗渠1基、溝5条、井戸2基などで、奈良時代の遺構はA～Eの5期に分かれる。

A期 第一次朝堂院の建設前の時期。素掘りの南北溝SD3765が調査区の東端を貫流する。幅約1.0m、深さ約0.3mで、堆積層は3層に分かれ、最下層から木簡削屑が33点出土した。

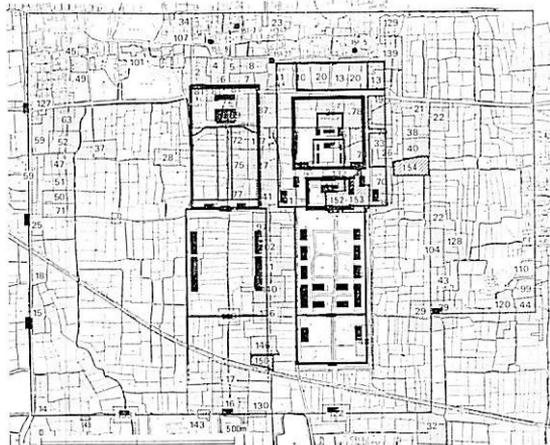
B期 第一次朝堂院の造営期。SD3765は機能を停止し、調査区内には井戸SE11170が営まれる。掘形は、径2.4mの不整形で深さは1.2m。埋土上位より藤原宮式軒瓦が出土。

C期 第一次朝堂院の区画塀が掘立柱から築地に改作された時期。地盤の下降する調査区東半部を整地し、朝堂院の東面区画塀SA5550の南延長線上に築地SA11150を築く。築地の西側には雨落溝SD11141があり、溝底には木樋SX11142が遺存する。雨落溝に開口する石組暗渠SX11140は、築地の基底部分を掘り込み、三笠山地獄谷産の凝灰岩切石を使用して構築されている。この石組暗渠は第136次調査で検出した石組暗渠SX10350の南118.4m

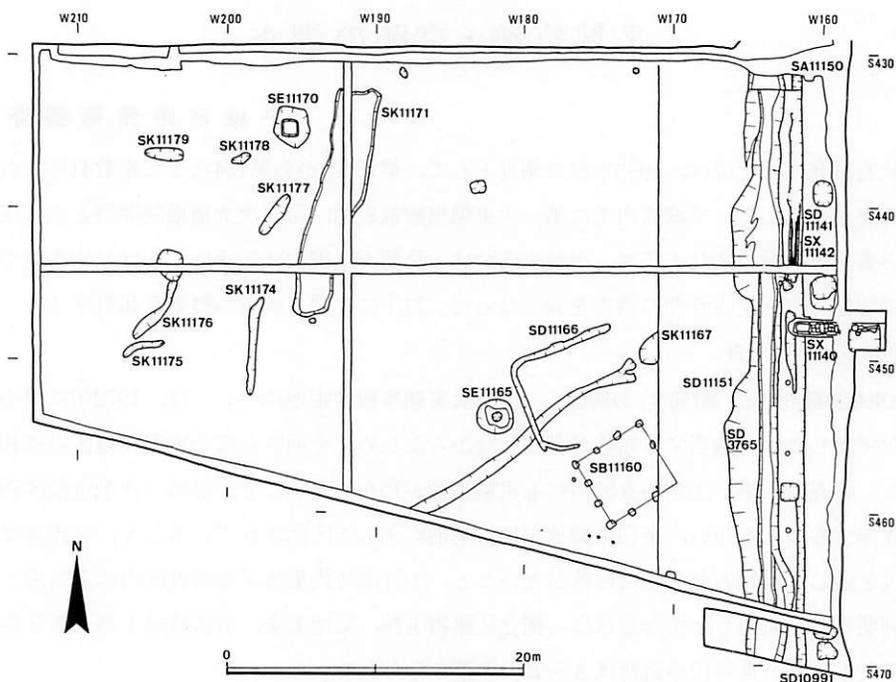
(400尺)の位置にあり、両者の底石の大きさが一致することから、朝堂院と朝集殿推定地を区画する築地塀が一連の工程で構築された可能性を示唆している。

D期 奈良時代末。SD3765に重複する南北溝SD11151を掘削する。

E期 奈良時代末もしくは平城上皇期。築地SA11150を改修して軒出を縮め、西側雨落溝SD10991を2尺東に移動する。



平城宮跡発掘位置図



第一次東朝集殿推定地発掘遺構図

第二次大極殿院地区（第152・153次）の調査 第二次大極殿院地区については、これまでに回廊東南隅の第1次調査をはじめ、第73次の東楼の調査、第113次の大極殿の調査、第132次の大極殿後殿および北面回廊の調査等を実施してきた。今回の調査は、大極殿院の正面中央に開く閤門とこれにとりつく南面・東面回廊および朝堂院北面築地などの検出を目的とした2次にわたる継続調査である。調査の結果、所期の目的の遺構を検出し、第二次大極殿院における上・下両層の建物配置と規模を明らかにするとともに、大極殿前庭でおこなわれた儀式関連遺構を検出することができた。検出した主な遺構は古墳時代（神明野古墳SX0249）から平安時代におよぶが、奈良時代の遺構は以下のように前半と後半の二時期に区分できる。

奈良時代前半の遺構 大極殿前庭部に広がる整地土の下面で検出した下層遺構である。閤門下層の門SB11210、その東西にとりつく掘立柱塀SA11250・11251、さらにSA11250の東延長部にあたる東西塀SA11370A・B、これらの東西塀にとりつく南北塀SA10048、SA7593A・B、SA11320、掘立柱建物SB11340A・B、SB11350などがある。SB11210は大極殿下層の正殿SB9140の南正面に開く5間2間の掘立柱建物で、上層の閤門心から北6m（20尺）に心をもつ。柱間は桁行の両端間のみ3m（10尺）で、他はすべて4.5m（15尺）等間、桁行総長は19.5m、梁行総長は9mである。前面は地山を削り出して基壇風に作り、階段を設ける。基壇の出は約1.5mを測り、凝灰岩による基壇化粧の痕跡が認められる。柱掘形は東西1m・南北1.5mの長方形で、すべて柱抜取穴をともなう。この抜取穴は上層閤門と一連の版築によって埋められており、SB11210の解体と上層閤門の建設が一連の工程として短期間のうちになさ

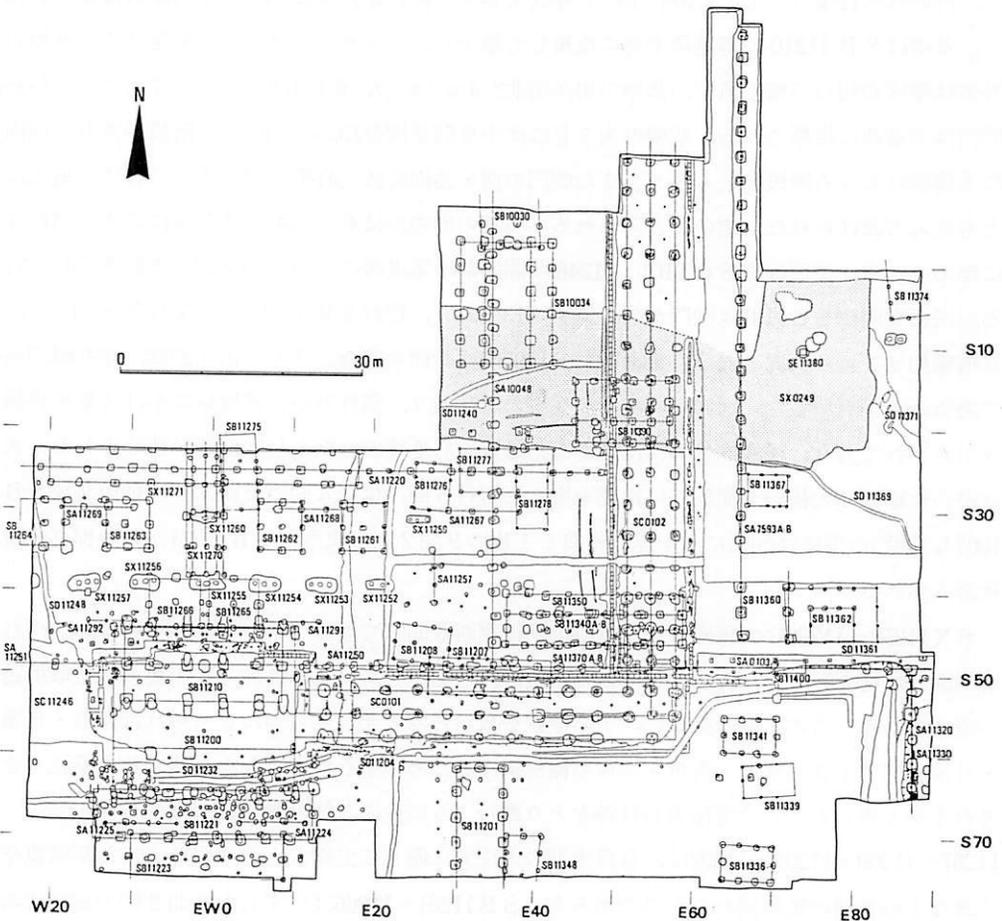
れたことを示している。このS B11210の東妻から東に延びるS A11250は、門から9間目で南北塀S A10048に接続し、正殿S B9140を区画する施設となる。この区画施設の規模は、第132次調査の成果から、南北80m(27間)、東西71m(240尺=200大尺)であることが判明する。S A11250からさらに東方に延びるS A11370は、18間目で南に折れる南北塀S A11320に接続するが、内裏下層の東西塀S A7592から分岐した南北塀S A7593は、S A11370とは接続せず、南端は開放されていたものと考えられる。

奈良時代後半の遺構 整地土上面で検出した遺構で、大極殿閤門S B11200、その東西にとりつく南面回廊S C0101・11246、東面回廊S C0102、朝堂院北面築地S A0103、北面築地に開く門S B11400、朝堂院東面築地S A11330、大極殿東の掘立柱建物S B10034、大極殿前庭の儀式関連舞台状遺構S B11261~11266、廊状遺構S X11271、渡り状遺構S X11270、宝幢等の柱跡S X11252~11260などがある。閤門S B11200は5間2間の礎石基壇建物である。礎石はすべて抜き取られ、基壇上面は削平されているが、9カ所において礎石据え付け痕跡を検出した。柱間は桁行梁行ともに4.5m(15尺)等間であり、桁行総長は22.5m、梁行総長は9mを測る。基壇はS B11210の基壇南半部に重複して積土し、5~8cmの厚さに版築をする。基壇の外装は凝灰岩切石の壇上積で、基壇の出が南北2.4m(8尺)、東西1.8m(6尺)であることから、閤門は切妻造に復原される。基壇の南と北には中央間3間分13.5m(45尺)に階段があり、側面にも復廊における階段をとまなう。また閤門の南・北面には二時期の廂があり、後述の儀式にともなって設けられた土廂の跡とみられる。当初の廂の出は6m(20尺)で、後に5.1m(17尺)に縮めている。南面回廊S C0101・11246は閤門基壇築成後にその両端を切って築成されている。南面東回廊S C0101は閤門から東端まで13間あり、桁行3.9m(13尺)、梁行3m(10尺)、基壇幅約9.2mの複廊となる。東面回廊S C0102は今回の調査により、南北23間、総長84.9mであることが判明した。回廊の調査では従来の所見通り、側柱列から基壇縁にかけて凝灰岩舗装が施されており、棟通り柱列には壁を支える凝灰岩地覆石の据え付け痕跡が認められた。大極殿の東脇には大極殿南側柱筋に南妻を揃えた桁行5間、梁行4間の東西二面廂付南北棟S B10034、閤門の南には閤門に心を揃え南接して建つ9間2間の東西棟S B11221などの掘立柱建物がみられる。

S X11252~11258は大極殿の南24m(80尺)に東西等間隔で並ぶ7個の柱掘形である。いずれも平面形は南北1.5m、東西3.4m前後の不整楕円形を呈し、内部には各々3箇所の柱抜取痕跡が認められる。この7個の掘形は、その位置や数からみて元日朝賀等に立てられた鳥形・日像・月像の幢と朱雀・玄武・青竜・白虎の幡を掲げるための中心柱とそれを支持する両脇柱を立てたものとする。この宝幢等の柱跡をとり囲むように並ぶ3間の掘立柱塀6条S A11257、11267~11269・11291・11292は、奈良末期の即位式に際して宝幢などの周囲に立てた萬歳旗や兜旗などの各種の旗に関わるものであろう。S B11261~11266はいずれも2間2間の総柱式の掘立柱建物で、21~24cmの角柱の柱痕跡がある。大極殿前庭中央に4棟が、閤門の北に2棟が

東西に並ぶ。同様の遺構は平城宮第一次大極殿の東西にも認められ、節日の饗宴や外国使節の来日に際して、あるいは法会のあとにおこなわれた奏楽に関する舞台状施設と考えられる。SX 11270は大極殿の中軸線に心を揃え、大極殿の中階から始まる南北5間、東西2間の渡り状遺構である。文献史料によると、1月7日・16日・17日などの節日や即位後の大嘗祭のあとに天皇が閤門に出御しており、この時に通る渡り状施設とみられる。儀式関連遺構としてはこの他に廊状遺構SX11271があるが、その性格は不詳である。

朝堂院北面築地SA 0103は、回廊東南隅の北3間目から東に延びる。回廊から東5間目には門SB 11400を開き、大極殿東外郭と結ぶ。築地棟通りに親柱礎石2個をもつ棟門形式で、門の桁行は3.9m(13尺)である。門の南側には石階SX11403がある。朝堂院東面築地SA 11330は、大極殿閤門の中軸から東88.3m(300尺・250大尺)の位置にあり、下層の塀SA 11320の心に一致する。北面、東面築地はともに下層の塀の基壇上にさらに積土を行い、南面のみに凝灰岩切石による壇上積の外装を施す。

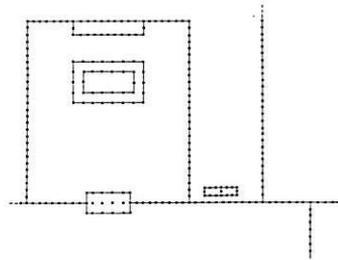


第二次大極殿院地区調査遺構図

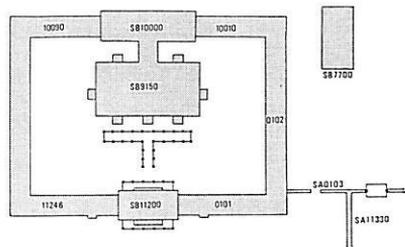
まとめ 今回の調査と数次にわたる過去の調査により、第二次大極殿院とその下層遺構の全容がほぼ明らかになった。上下両層の遺構の年代は、出土軒瓦によって以下のように推測される。すなわち、今回検出の下層遺構からは第Ⅱ期に編年される軒丸瓦6311A・6304Aが出土した。6311Aは第Ⅱ期の中でも養老～神亀年間に遡る瓦である。このことは下層遺構が聖武即位を目指した養老年間の造営に関わる可能性を示唆している。上層遺構の大極殿閤門・南面回廊の所用瓦は、従来知られていた第二次大極殿・朝堂院所用瓦6225—6663の組み合わせと異なり、6296A—6691Aの組み合わせとなることが判明した。6691Aは第Ⅱ期後半の天平10年代初頭を上限とする軒瓦であることが恭仁宮や法隆寺東院の造営年代から知られるが、平城宮大極殿および大極殿閤門・東面回廊の所用瓦がいずれも第Ⅲ期の瓦である点を考慮するならば、6691Aの平城への供給年代はやや遅れ、天平17年以降(第Ⅲ期)に下る可能性がある。上層の仮設遺構は、出土遺物や重複関係から右図に示したようにa～dの4期に区分することができる。

- a 期 閤門の南北に細殿的空間をもつ土廂を設け、大極殿の前面に廊状遺構 S X 11271 を設ける。
 - b 期 大極殿前面に渡り状遺構 S X 11270 を設ける。
 - c 期 土廂の梁行規模を縮小し、大極殿前庭に6基の舞台状遺構 S B 11261～11266 を設ける。
 - d 期 閤門の南に接して東西棟建物 S B 11221 を、大極殿の東西に南北棟建物 S B 9141・10034 を建てる。大極殿前庭には7基の幢幡を立て、それを囲むように萬歳旗などを立てる塀状施設8条を設ける。
- 以上のように、今回の調査では大極殿院でおこなわれた儀式を遺構によって具体的に復原することができた。今後に予定されている朝堂院地区の発掘調査の進展により、平城宮における儀式の実態がより一層明らかになるものと期待される。

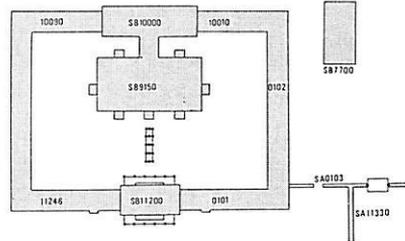
奈良時代前半



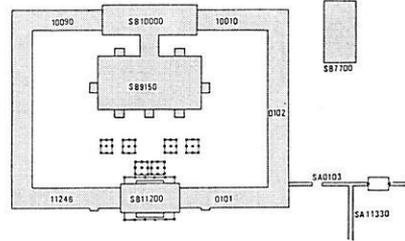
奈良時代後半 a



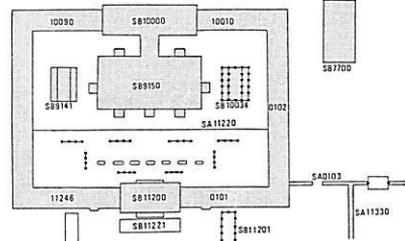
奈良時代後半 b



奈良時代後半 c



奈良時代後半 d



第二次大極殿院変遷図

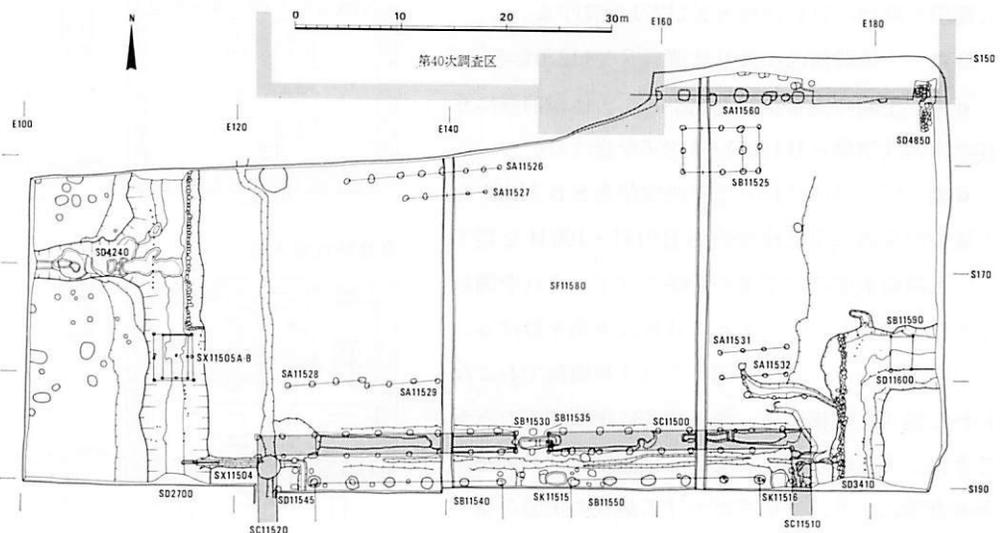
第二次大極殿院・内裏東方官衙（第154次）の調査 調査地は第二次大極殿院・内裏の東方低位面に位置し、北で第40次調査区と接する。調査の目的は、第40次調査で検出した内裏東方官衙の南方の状況を解明し、あわせて内裏東方を南北に貫流する東大溝を調査することである。調査の結果、(1)内裏東方官衙の南に幅30mの東西道路が存在すること、(2)東西道路の南には築地で区画された新たな官衙（大極殿院東方官衙）が存在すること、(3)平城宮東部における幹線排水路SD3410が東西道路に沿って東折すること、などが明らかになった。

検出した主な遺構は掘立柱建物1棟、礎石建物2棟、築地3条、溝5条などである。

東大溝SD2700 東大溝には、内裏内郭から東流する排水施設SD4240との合流点付近の東岸にのみ、三笠安山岩による玉石積が施され、ここで溝幅は6m前後に広がる。石積の南端には、大極殿東外郭の東門に心をあわせて橋が架けられており、新旧二時期の橋脚SX11505A・Bが遺存する。木樋暗渠SX11504は大極殿院東方官衙からの排水施設である。

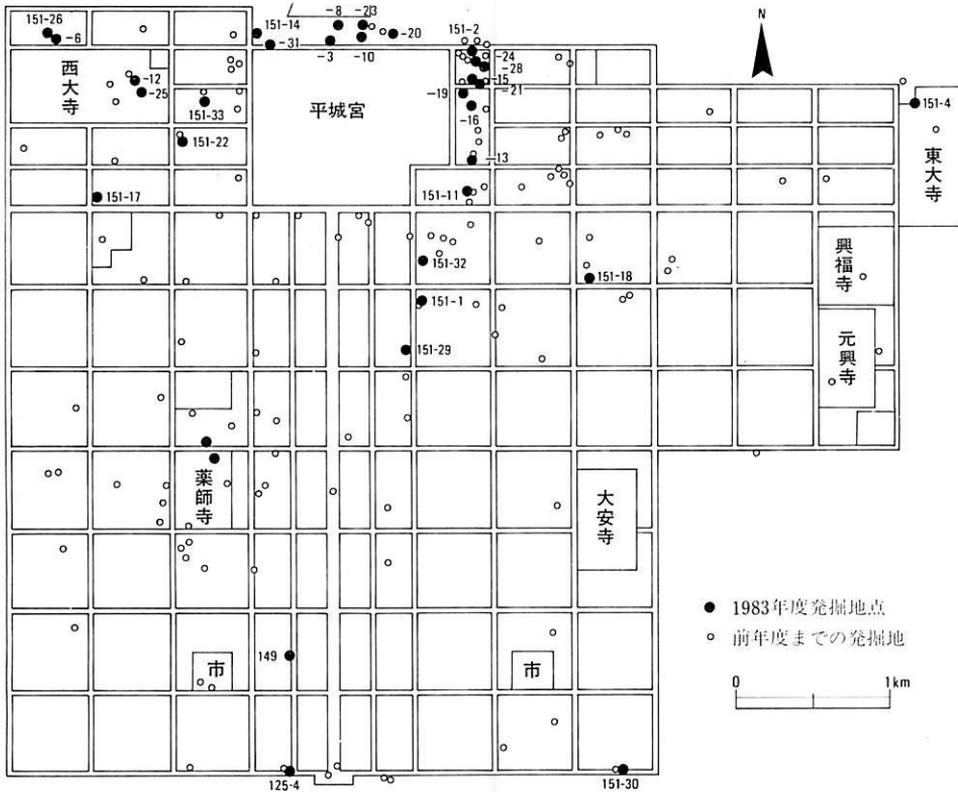
大極殿院東方官衙 SC11500 は添柱もしくは寄柱とみられる柱穴列を基底部裾にともなう全長170尺の東西築地である。東西両端に南北築地SC11510・11520が接続し、大極殿院東方官衙を囲む。区画内には2棟の礎石建物SB11540・11550があり、柱筋をそろえて東西に並ぶ。ともに北側柱列のみの検出にとどまるが、桁行5間(12尺等間)の東西棟建物に復原される。北面築地の中央には新旧二時期の門SB11530・11535が開く。

遺物 SD2700を中心に多量の遺物が出土した。軒瓦は1024点を数え、埴積基壇建物の所用瓦6135A・B・E—6188Aの組み合わせが中心を占める。他に墨書瓦2点、鬼瓦27点がある。木簡は2057点に及び、天平2年～延暦3年の紀年銘木簡を含む。木製品も多岐にわたり、中では「左目病作 今日 □日」と墨書された病気治療用の人形、百萬塔屋蓋片、木トンボが目される。またSD3410からは宮中の祓に用いたとみられる銅製の人形が出土した。（松村恵司）



第二次大極殿院・内裏東方官衙調査遺構図

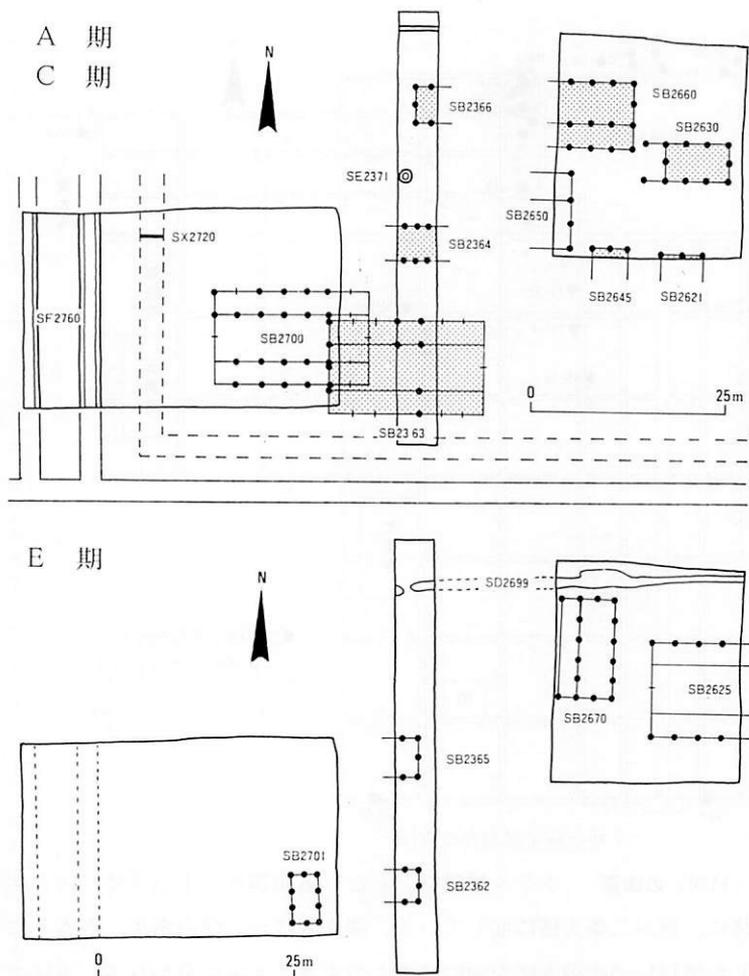
2. 平城京跡の調査



平城京跡発掘調査位置図

左京二条二坊十三坪（第151—11次）の調査 ホテル建設にともなう事前調査。十三坪は、坪の西が十二・十三坪の坪境小路に、南が二条大路に面している。調査区は十三坪の南半、西寄りに位置し、1982年度に実施した第141—5次調査区を中にはさんで東西2ヶ所に分かれる。東区では掘立柱建物12棟、塀2条、溝1条を、西区では掘立柱建物5棟、溝5条、十二・十三坪間の坪境小路と、中世以降の土取りの土壌多数を検出した。

建物遺構は柱穴の重複関係、出土遺物からA～Fの6期に区分できる。A～C期は、奈良時代前半から末にかけての時期で、第141—5次調査で検出した東西溝によって十三坪内部を南北に二分して使用していることがわかっている。坪境小路に面する西面は、木樋暗渠SX2720などから築地塀で区画されていたことは疑いないが、二条大路に面する南面も、西側の十二坪の調査では築地塀の存在が確認されており、同様に築地塀を想定できる。二条大路に近接した位置に、主殿として南北二面廂の東西棟建物SB2700(A期)とSB2363(B・C期)が建てられる。後方には副屋として東西棟建物SB2650(A期)、SB2660・2630(B・C期)などがある。SB2660は南に廂をもつ建物である。D～F期は、平安時代の9世紀前半から10世紀中頃にかけての時期で、坪境小路の側溝は埋められ、SB2631(D期)、SB2625・2670(E期)等の主要建物が東区を中心に造営される。SB2625は南北二面廂の東西棟、SB2670は西に廂のある南北棟



左京二条二坊十三坪調査遺構配置図

である。

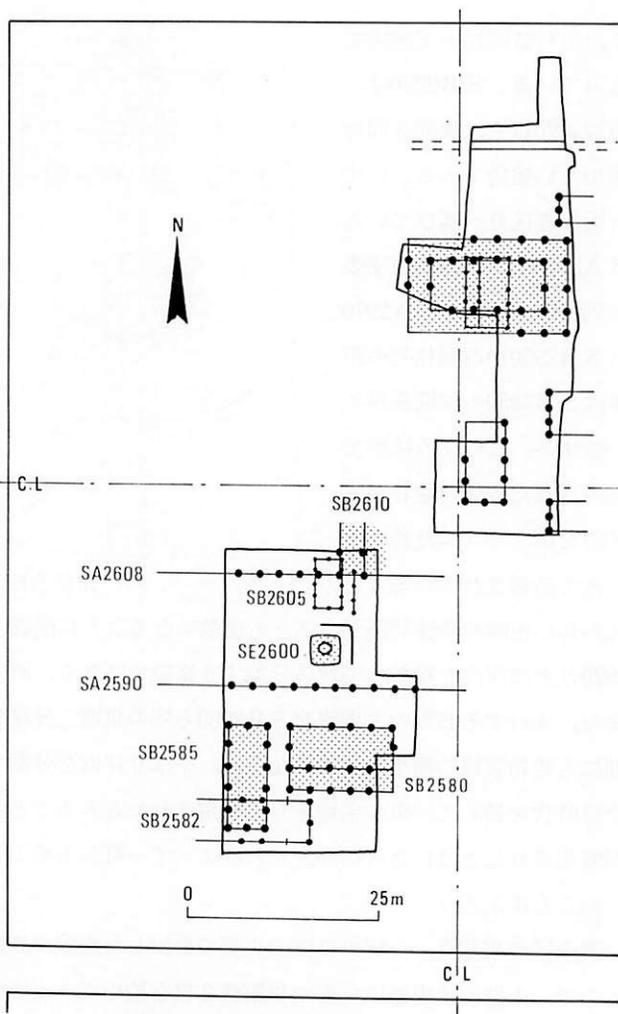
出土遺物では、本調査区出土の軒瓦29型式のうち10型式が法華寺阿弥陀浄土院と同関係にあることが注目される。いずれも十二・十三坪坪境小路とその側溝近辺で出土したものであり、検出遺構との関係からも調査区内の建物に使用した瓦と直ちに考えることはできないが、十三坪と阿弥陀浄土院との密接な関連を示すものである。また、平安京遷都後の平安時代(D~F期)における十三坪の繁栄ぶりは、京内の他の宅地にその例をみないものであり、やはり阿弥陀浄土院との関連で理解

する必要がある。出土遺物中、坪境小路の路面を覆う包含層で検出した、鳥・唐草文の針描文をもつ漆器断片は、時期の限定が困難であるが、特に注目すべき遺品である(口絵写真)。

左京三条二坊三坪(第151-32次)の調査 レストラン建設にともなう事前調査。三坪は、西が東一坊大路に面し、東は坪境小路をはさんで特別史跡宮跡庭園のある六坪に接する。調査区は、三坪中央南半部に位置している。検出した主な遺構は、奈良時代に属する掘立柱建物8棟、塀4条、井戸2基、土塹4、地鎮の施設1ヶ所、中世~近世の土塹5などである。

奈良時代の建物は柱穴の重複関係や出土遺物からA~Eの5期に区分できる。天平末年頃を下限とするC期は、整然とした建物配置の確認される時期である。坪内は塀によって区画されるが、まず東西に二分する位置には南北塀SA2970・2985があり、南北二分線の南88尺の位置には東西塀SA2960を置いて坪南半分を4区に区分している。西北区には東西棟のSB2990、東北区には南北棟のSB2950を東西に柱筋をそろえて整然と配置する。SB2990は梁間2間以

る。SB2580は南に廂をもつ東西棟，SB2585は南北棟である。調査区東北隅で検出した建物SB2610は，東西塀SA2608がとりつく建物であるが，全体の規模が不明である。東北区で検出した主殿と同規模の11尺の柱間をもつので，西脇殿に相当する建物であろうか。建物配置から，B期には一坪の全体が一つの宅地として使用されたことが明らかである。奈良時代後半のC期には建物群は廃絶し，数条の南北塀のみみられるのみとなるが，東北区では主殿の改作がおこなわれており，引き続き一坪を占める宅地として使用されたようである。また，平面八角形の木枠をもつめずらしい井戸SE2600が造られた。直径1.5m，一辺59.5cm～64.5cm，深さ1mの井戸で，下から三段目まで完存し，四段目の一部が残っていた。木枠の基礎として八角にならべた埴のほかに，

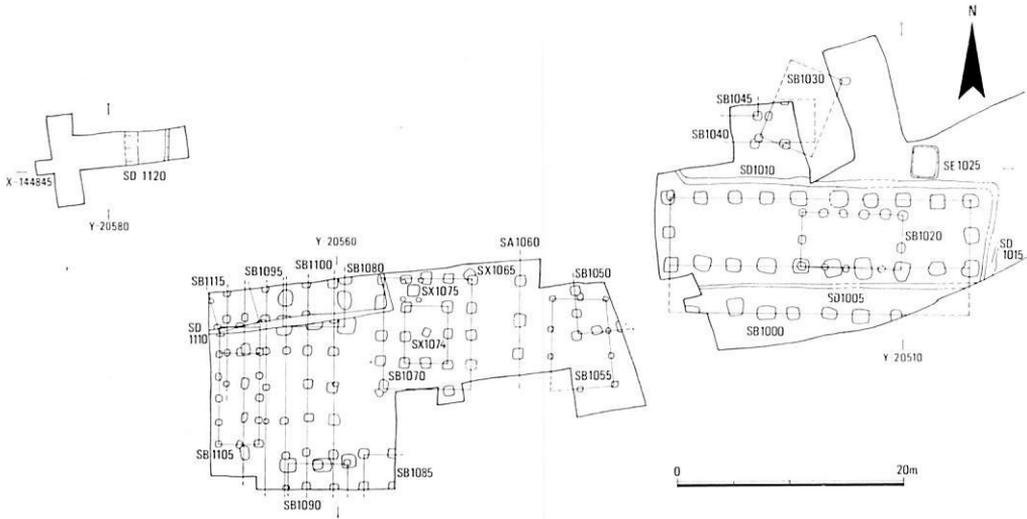


左京四条二坊一坪調査遺構配置図 (A期・B期)

井戸の埋土中にも多量の埴が投棄されており，SE2600は当初その周囲方4.5mが埴敷であったと考えられる。一坪を占める宅地利用の形態にまた新たな一例を加えたことになる。

右京一条北辺四坊六坪 (第151—26次) の調査 防衛庁の宿舍改築にともなう事前調査。調査地は六坪の中央西寄りに位置し，この東南には称徳天皇御山荘伝承地があり，奈良時代に造られた池と中島が現存している。調査区は東・中央・西の3区に分かれる。調査地は西から東へ延びる低い丘陵の南斜面にあたるため，奈良時代前半に大規模な整地をおこなっており，遺構は主にこの整地層上面から掘り込まれている。

検出した主な遺構は掘立柱建物14棟，塀1条，溝4条，井戸1基，火葬墓2基などである。これらの遺構は，層位，柱穴の重複関係，出土遺物からI～Vの5期に区分できる。I期の遺構としては，整地層の断ち割り調査で溝SD1015と土壙SX1065を検出したのみである。奈良時代中頃のII期には，東区に大型の東西棟建物SB1000が，中央区にSB1080・0190の2棟の



右京一条北辺四坊六坪調査遺構図

南北棟建物が建てられる。Ⅲ期にはSB1000は存続するが、SB1080・1090の2棟が廃絶し、SB1095が営まれる。Ⅲ期後半には、このSB1095はSB1105に建て替えられる。Ⅳ期はこの地区が最も整備される時期である。東区の主殿SB1000には南廂が設けられるとともに、中央区では、四面廂の付く建物SB1070を中心に、その東に南北廂SA1060、西には東廂をもつ南北棟建物SB1100、南にSB1085が建てられる。Ⅴ期には大型の建物はなくなり、SB1020・1055・1155の小規模な建物が散在する。いずれの建物もⅣ期以前のような規格性を失い、この地区の性格が大きく変化する。Ⅴ期後半には中央区は墓地になり、2基の火葬墓SX1074・1075が営まれる。SX1075は、一辺約1mの方形墓壙を掘り、底に木炭を敷き、灰釉陶器を木箱に入れて据え置いたもので、平安時代初頭の墓と考えられる。

この地区にみられる奈良時代中頃から後半のⅡ～Ⅳ期にみられる建物群は京内の一般的な宅地の建物構成とは配置が大きく異なっており、建物群の存続時期、園池との位置関係からも、称徳天皇御山荘に関連する遺構の一部である可能性が高いと思われる。(西 弘海)



火葬墓SX1075